

北海道東北地区病弱虚弱教育研究連盟規約

第1章 名称と事務局

第1条 本連盟は北海道東北地区病弱虚弱教育研究連盟と称し、事務局を理事長所在校に置く。

第2章 目的と事業

第2条 本連盟は、病弱虚弱の児童生徒に対する教育と福祉の向上普及につとめ、それらの児童生徒に関する保護と教育研究を推進し、あわせて会員相互の連絡提携を図ることを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 組織活動の強化充実と病弱虚弱教育の研究推進
- 2 病弱虚弱児童生徒に対する福祉の向上普及
- 3 研究調査、講習会、研究会等の開催
- 4 その他必要な事項

第3章 会員

第4条 本連盟の会員は、病弱虚弱の特別支援（養護）学校及び分校・学級に勤務する教職員とする。

第5条 本連盟の趣旨に賛同し、加盟を申し出たものとする。

第4章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- 1 理事長 1名 会務を統括し、本連盟を代表する。
- 2 副理事長 2名 理事長を補佐し、理事長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事 若干名 会の運営にあたる。
- 4 監事 2名 会計の監査にあたる。

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- 1 理事長、副理事長は、理事会において互選し、総会において報告する。
- 2 理事は各道県において2～4名選出し、総会において報告する。
- 3 監事は理事会において選出する。
- 4 会計は理事長が委嘱する。

第8条 役員任期は1年とし、重任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 本連盟に顧問を置くことができる。

第5章 会議

第10条 本連盟は、毎年1回総会を開き、理事会は必要に応じ随時開くことができる。

第11条 総会・理事会の議長は、その都度選出する。

第12条 総会において報告する事項は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|--------|---------|--------|--------|-----------|
| 1 事業計画 | 2 予算・決算 | 3 規約改正 | 4 役員選出 | 5 その他重要事項 |
|--------|---------|--------|--------|-----------|

第13条 理事会において審議、承認する事項は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|--------|---------|--------|--------|-----------|
| 1 事業計画 | 2 予算・決算 | 3 規約改正 | 4 役員選出 | 5 その他重要事項 |
|--------|---------|--------|--------|-----------|

第14条 会議の議決は、出席者の過半数の賛成によるものとする。

第6章 会計

第15条 本連盟の経費は、学校負担金、補助金、寄付金、および会員会費をもってあてる。

学校負担金および会員会費は、1口500円（1口以上）とし、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------------------|----|-----------|------------------|
| 1 特別支援学校（病弱単独校） | 年額 | 学校負担金 | 15,000円+500円×総口数 |
| 2 特別支援学校（併置校）及び分校 | 年額 | 学校負担金 | 5,000円+500円×総口数 |
| 3 特別支援学級 | 年額 | 会員数にかかわらず | 1口 |
| 4 会員（ただし、当分の間第5条の会員とする） | 年額 | | 1口 |

第16条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 その他

第17条 この規約に定めるもののほか、必要により細則を定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行し、設立年月日も同日とする。
- 2 この規約は、令和5年12月7日（第7条 役員を選出） 一部改正